有田圏域いのち支えあいプラン

概

要

版





平成 31 年 3 月

有 田 市・湯 浅 町

広川町·有田川町

計画策定の経緯

自殺とは、過労、生活困窮、育児疲れや介護疲れ、いじめや孤立等の様々な社会的要因によって追い詰められた末の死だと考えられています。自殺は個人の意思に基づく個人的な問題ではなく、社会の問題であり、誰にでも起こり得る危機だと言われています。

全国の自殺者数が2万人を超えるという非常事態が続いており、有田圏域でも毎年10人以上の方が自ら命を絶つという状況が続いています。

有田圏域におけるすべての住民がかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、「有田圏域いのち支えあいプラン」 (以下、「本計画」という。)を策定しました。本計画に基づき、有田圏域で包括的な自殺対策を推進します。

計画の期間

本計画は、国の「自殺総合対策大綱」を踏まえ、平成31(2019)年度から2023年度までの5年間を計画期間として設定しています。

平成 31 年度 (2019)	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
有田圏域いのち支えあいプラン					

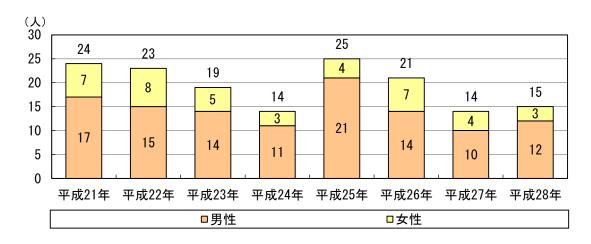
計画の位置づけ

本計画は、有田圏域の各市町の最上位計画である総合計画の個別計画として位置づけるとともに、関連計画や、国の「自殺総合対策大綱」及び和歌山県の「和歌山県自殺対策計画」と整合を図って策定しています。

自殺者数の推移

有田圏域

有田圏域では、自殺者数が増減しながら推移しており、平成28年における自殺者数は15人となっています。男女別でみると、男性の割合が多くなっており、女性の自殺者数は1桁で推移しています。



圏域の各市町の自殺者数についてみると、どの市町も増減しながら推移しており、平成 21年から平成28年にかけて概ね減少しています。

また、自殺未遂者は自殺者の 10 倍以上いると言われており、生きることを支える支援として自殺対策を推進していくことが必要です。

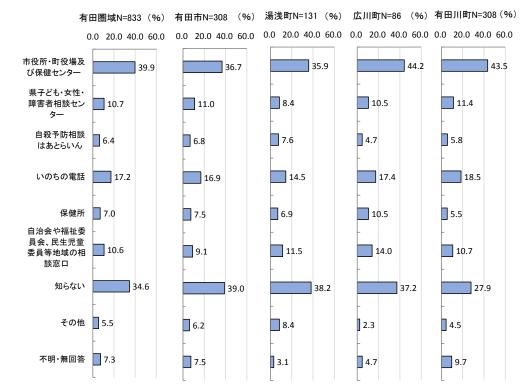
(単位:人)

	平成 21年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26年	平成 27年	平成 28 年
有田市	7	7	5	2	9	6	7	5
湯浅町	4	4	2	3	4	5	1	2
広川町	4	3	3	1	2	4	1	2
有田川町	9	9	9	8	10	6	5	6

アンケート結果から見る現状

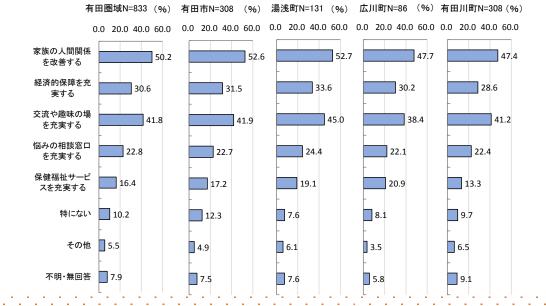
知っている相談先について

知っている悩みの相談窓口については、「市役所・町役場及び保健センター」が多くなっている一方で、相談窓口を知らないと答える人も多く、相談機関の周知が課題です。



必要だと思う生きることの支援について

こころの健康づくりに必要な支援について、「家族の人間関係の改善」や「交流や趣味の 場の充実」を求める声が多くなっています。



有田圏域の自殺対策が目指す姿(基本理念)

一人ひとりがともに支えあい、 誰もが笑顔で暮らせる地域づくり

この基本理念のもと、有田圏域の1市3町が連携して自殺対策を推進します。

計画の数値目標

国及び和歌山県の目標設定を踏まえつつ、有田圏域の実情を考慮して、計画期間を通じた平均自殺死亡率を以下のように定めます。

平成 31 (2019) 年から平成 35 (2023) 年までの平均自殺死亡率を **19.2 以下〔12 人以下〕**まで減少させる。

有田圏域の自殺対策の課題

有田圏域の共通課題

- (1)自殺対策の視点が浸透していない
- (2) ゲートキーパーの認知度が低く、対応できる人材が少ない
- (3)相談窓口や支援機関の認知度が低く、悩みや不安を抱え込んでいる人がいると考えられる
- (4) 高齢者の自殺が多い
- (5)生活苦による自殺が多い

各市町の個別課題

有田市:若年層(就労者)の自殺がみられる

湯浅町:相談機関の認知度が低い

広川町:自殺に対する誤解がみられる

有田川町:健康問題に悩む人や健康問題に起因すると考えられる自殺者が多い

有田圏域いのち支えあいプランの施策体系

施策名	取組名
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	 相談支援ネットワークの構築 自殺対策関連会議の開催 自殺対策に関連する連携体制の整備
基本施策2 自殺対策の人材育成	研修機会の充実
基本施策3 住民に対する啓発と周知	1. 生きることを促すための啓発 2. 広報媒体を活用した啓発の実施
基本施策4 生きることを促す支援の充実	 生きることの促進要因を増やす取組の推進 生きることの阻害要因を減らす取組の推進 自殺未遂者及び遺族に対する支援
基本施策5 児童・生徒のSOSの出し方に関す る教育	1. SOSの出し方に関する教育の実施 2. 児童・生徒の自殺リスクの軽減
重点施策1 高齢者に関する自殺対策	 包括的な自殺対策の推進 高齢者の健康維持・増進に向けた取組の推進 高齢者の社会参加の促進及び孤立の防止
重点施策2 生活困窮者・無職者・失業者に関す る自殺対策	相談支援・生活支援の充実
有田市の個別取組 就労者や労働機関に対する 働きかけ	就労者のこころの健康サポート
湯浅町の個別取組 啓発の充実による若年層の 自殺対策の推進	若年層に対する相談機関等の啓発の充実
広川町の個別取組 啓発を通じた自殺に対する 正しい理解の促進	住民に対する自殺や自殺対策の啓発の充実
有田川町の個別取組 健康づくりを通じた自殺対策の推進	心身の健康づくりを通じた健康意識の醸成

あなたもゲートキーパーに

悩みを抱えている人に「気づき、声をかけ」「話を聴き」「必要な相談窓口につなぎ、見 守る」人を「ゲートキーパー」と呼びます。

ゲートキーパーになるために特別な資格は必要なく、身近な人の不調に気づき、寄り添って支えることができれば、自殺予防につながります。

気づき、声かけ

家族や友人の変化に気づき、声をかけること。

自殺のサイン 表情が暗い、無表情 「どうせ自分なんていない方がいい」 元気がない、食欲がない、眠れない



つなぎ、見守る

早めに専門家に相談するよう促し、温かく寄り 添い見守ること

悩んでいる人に了解を得た上で、連絡する。 先方が対応できる日時、窓口名、担当者を確認。 紹介した後で、どうだったか「心配なので」連 絡をする(欲しい)と伝える。 今後も相談にのることを伝える。





話を聴く(傾聴)

本人の気持ちを尊重し、耳を傾けること。

- ×相手の悩みを軽視する
- ×感情的な言葉をぶつける
- ×否定する

1

- 〇うなずき、相槌をうつ
- ○ゆっくり話す



有田圏域の連絡先

相談内容	相談先	電話
こころの健康	こころの電話相談 (和歌山県精神保健福祉センター)	073-435-5192
	湯浅保健所	0737-63-4111 (代表)
	はあとライン 自殺対策情報センター (和歌山県精神保健福祉センター)	073-424-1700
法律相談	司法書士総合相談センター (和歌山県司法書士会)	073-422-4272
人権全般・部落差別	人権ホットライン (和歌山県人権啓発センター)	073-421-7830
男女の悩み、DV	和歌山県男女共同参画センター "りぃぶる"	073-435-5246
性暴力被害	性暴力救援センター和歌山 「わかやま mine(マイン)」	073-444-0099
ストーカー・DV	和歌山県警察本部	073-432-0110 (24 時間対応)
子どもに関わる悩み	児童相談所 全国共通ダイヤル	189 (いちはやく) (24 時間対応)
非行・家出・いじめ など少年問題	ヤングテレフォン いじめ 110番 (和歌山県警察本部)	073-425-7867
高齢者・その他	わかやま認知症なんでも電話相談 (和歌山県認知症支援協会)	0120-969-487
発達障がいに関すること	発達障害者相談 (和歌山県発達障害者支援センター)	073-413-3200
性的マイノリティに 関すること	和歌山県人権啓発センター	073-421-7830
外国人の悩み	和歌山県国際交流センター	073-435-5241 (多言語対応)

有田圏域いのち支えあいプラン【概要版】

平成31(2019)年3月

発 行 · 編 集 :有田市役所 市民福祉部 健康課

湯浅町役場 健康福祉課 広川町役場 住民生活課

有田川町役場 福祉保健部 健康推進課